

(様式第1号)

平成30年度 第1回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	平成30年5月30日(水) 10:00~11:35
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 國友 千枝 副 会 長 田中 尚美 委 員 鈴村 みのり 委 員 山中 厚子 委 員 根来 泰子 委 員 藤井 義典 委 員 小川 智瑞子 委 員 濱田 理 委 員 近田 真 委 員 大久保 文昭 欠席委員 花尾 廣隆 事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹(こども担当課長) 廣瀬 香 子育て推進課政策係長 高松 靖子 教育委員会学校教育課主査 山本 卓見
事 務 局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	公 開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 自己紹介
- (3) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) いじめ防止対策の実施状況について(報告)
- (2) 本市におけるいじめの状況について(報告)
- (3) いじめ防止啓発事業について(協議)

<閉会>

- (1) 事務連絡
- (2) 閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 平成29年度 いじめ防止取組実施状況
- 資料2 本市におけるいじめの状況と対応について
- 資料3 平成30年度 いじめ防止啓発事業案一覧
- 参考 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例
- その他1 命の大切さを学ぶ授業について（リーフレット）
- その他2 関係機関からの資料（関係機関の事業や取組紹介のためのパンフレットやリーフレット等であり、名称のみ掲載する）
 - (1)今、悩みを抱えるあなたへ
 - (2)人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー
 - (3)じんけん自己診断～こんなときどうする？～
 - (4)人権相談のご案内

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局からの開会の挨拶】

【委嘱状の交付】

- (2) 委員・事務局自己紹介

【委員・事務局自己紹介】

- (3) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(事務局高松) それでは、会長の選出に移ります。芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第2項により、会長は委員の互選で定めることとなっております。どなたかご推薦や立候補はございませんか。

(山中委員) いじめ防止に向け連携していく協議会ですので、普段、子どもたちの身近で見守り活動をしていただいている青少年育成愛護会委員ご代表の國友委員が適任かと思いますがいかがでしょうか。

(事務局高松) 他にご推薦などはございませんか。

先ほど、青少年育成愛護委員会ご代表の國友委員へ推薦がございました

が、國友委員に会長職に就任いただくということでよろしいでしょうか。

【全員同意】

(事務局高松) それでは、青少年育成愛護委員会ご代表の國友委員に会長をお願いしたいと思います。國友委員，どうぞよろしくお願ひします。

次に，副会長につきましても委員の互選となっております。どなたか立候補かご推薦はありませんか。

【立候補者なし】

(事務局高松) 会長就任の國友委員は，特にご推薦はございませんか。

(國友委員) 前期に引き続き，人権問題を広く担当している人権推進課の田中委員に副会長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【全員同意】

(事務局高松) それでは，副会長は人権推進課の田中委員に決定いたします。國友委員，田中委員はお手数ですが，前の席に移動いただきますようお願いいたします。

【座席移動，挨拶】

(事務局高松) それでは，今後の会の進行を会長と交代させていただきます。よろしくお願ひいたします。

(國友会長) まず，本協議会を公開とする件ですが，原則どおり公開でよろしいでしょうか。

【全員同意】

(國友会長) 本日，協議会の傍聴希望者はおられますか。

(事務局高松) 本日は傍聴希望はおられません。

(國友会長) 傍聴者はいないので，事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

【事務局より資料確認】

(事務局高松) 会議資料とは別に芦屋警察署から「命の大切さを学ぶ授業について」というリーフレットを置かせていただいております。こちらのリーフレットにつきまして、芦屋警察署生活安全課長の藤井委員より説明事項等ございましたら、お願いいたします。

(藤井委員) この講演会は、デジタル化が進んでいる中で、直接対話をし、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないよう、人の命を思いやる心を醸成するため、兵庫県警察本部とひょうご被害者支援センターが連携し県内各地で開催しております。芦屋市は状況が分かりませんが、神戸市ではほぼ全校で開催しております。平成21年度から平成28年度までに171校、約5万人の方に来ていただきました。子どもたちが真剣に話を聞くことで効果が出ますし、保護者の皆様には、指導していく上で非常に有用だということで、ご紹介させていただきました。私からは以上です。

(事務局高松) 藤井委員、ありがとうございました。それでは、本日の次第の内容に移ります。会長よろしくお願いいたします。

<内容1> いじめ防止対策の実施状況について（報告）

(國友会長) 事務局は内容1「いじめ防止対策の実施状況について」の部分について報告してください。

(事務局高松) まず、資料1のご説明の前に、平成30年3月に改定を行いました芦屋市いじめ防止基本方針について、主な変更点のみ抜粋して報告させていただきます。お手元に、芦屋市いじめ防止基本方針（平成30年3月改定）をご用意ください。

芦屋市いじめ防止基本方針が平成26年12月に策定され、皆様の協力もいただきながらいじめ防止対策を進めて参りました。昨年度の第2回いじめ問題対策連絡協議会におきまして、基本方針の改定内容について報告させていただいておりますが、今回新たに委員になられた方もおられますので、改定の趣旨及びポイントをご説明いたします。

改定の趣旨としましては、2点ございます。

1点目は、平成26年12月に基本方針を策定し、3年が経過することから、学校においていじめに対する組織的な対応の徹底の必要性や、ネットいじめの問題など、現状の課題に対応できるようにするという目的がありました。

2点目は、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、3年を目途に内容を検証するとされておりました。国・県において基本方針を改定して

おりますので、本市もそれらを踏まえ、内容を反映していく必要があります。

続いて、改定のポイントを4点挙げさせていただきます。

1点目は、「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導の充実。2点目は、組織的な対応の徹底。3点目は、教職員のいじめ対応能力の向上。最後に、ネットによるいじめへの対応の充実です。

以上、簡単ではございますが、今回の改定の趣旨及びポイントを説明させていただきました。また、お手隙の際にお目通しくださいますようお願いいたします。

それでは、本日の内容に移ります。資料1をお手元にご用意ください。

今年で4年目の取組となりますので、芦屋市いじめ防止基本方針（平成30年3月改定）の7、8ページに挙げております、「市におけるいじめ防止等に係る取組」の事業につきまして、具体的な実施状況のご報告をさせていただきます。

資料1にいじめ防止の取組として、昨年度、市が実施した内容をまとめましたのでご覧ください。上から順にご報告いたします。

項目は5つあります。

項目1「教職員の資質能力の向上」の内容としては、校内研修の実施を促すというもので、担当は学校教育課です。文部科学省通知「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」に基づき、校長会等で積極的ないじめ認知について確認し、各校で、職員に対して過去の事例とその取組に関する研修等を実施しております。また、各校の生徒指導担当教師と芦屋警察署等関係機関との間で情報共有及び対応や取組の協議を行いました。

打出教育文化センターでは、教職員への夏季研修において、スクールカウンセラーを講師として招き、県内の事例をもとに今日的ないじめの問題について考え、初任者向けに子どもの思いのとらえ方を学ぶ研修を実施しました。

項目2「早期発見・早期対応のための措置」に移ります。人権推進課では、毎月2回人権擁護委員による人権相談を実施しています。平成29年度はいじめ問題に関する相談の実績はありませんでした。子育て推進課では、不登校や家庭環境の不安定さからいじめを発見できる可能性があるため、相談や面接等の聞き取りによる早期発見に努めています。また虐待を受けている児童や非行等の行動がある児童もいじめの加害者になる可能性があるため、児童が健全な生活を送れるよう支援しています。平成29年度はいじめに関する内容での対応件数は1件でした。学校教育課が取り

組んでいる、芦屋市カウンセリングセンター教育相談ですが、拠点校5校にスクールカウンセラーを配置し、中学校を中心にスクールソーシャルワーカーを1名配置して支援体制を図っています。また、相談窓口ポスターを作成し、各学校へ配布、掲示しました。

打出教育文化センターでは、不登校や発達障害等の悩みについて教育相談による親子面接相談を実施し、関係機関と共有しています。

青少年愛護センターでは、青少年に係る問題全般について電話や来所の相談を行っており、特にいじめの問題については、電話や来所において情報を得た場合、学校園と連携して対応しているという実績が報告されています。教育委員会の教職員課では、学校業務の改善を推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めています。

項目3「啓発活動」としての人権推進課の取組は、人権教室の開催です。人権擁護委員がDVD等を用い、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しく分かりやすく学んでもらうことを目的に授業を行っています。また、昨年度は、岩園幼稚園において花の種子、球根などを配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的とした「人権の花運動」を実施しました。

子育て推進課では、子どもの権利条約のリーフレットを、保育所の3歳児、幼稚園の年長、小学6年生、中学3年生にそれぞれ配布しています。また、「親子で考えよう！いじめをなくす魔法のことば」の募集、表彰式、展示会などを実施し、さらに新たな取組として、いじめ防止啓発の講演会も実施し、市内全域にいじめ防止意識の醸成を図りました。

学校教育課の取組は、保護者・地域向け啓発資料「みんなでいじめをなくすために」の配布に加えて、いじめのチェックリストを活用しました。青少年愛護センターでは、青少年育成愛護委員会と共催で、スマホやインターネットに潜む危険性についての研修会を実施しました。

項目4「学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実」ですが、学校教育課からは、小中学校において毎学期いじめアンケートを実施し、対象者に個別調査を行ったとの報告があります。また、スクールカウンセラーや養護教諭を活用して児童生徒や保護者との相談体制の充実を図り、スクールソーシャルワーカーの活用により関係機関との連携や校内研究会等での研修を実施しました。

項目5「インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策」ですが、各校で情報モラル研修会を開催しました。また、打出教育文化センターにおいては、各小中学校の代表児童と共に年2回「芦屋市スマホサミッ

ト」を開催してスマートフォンのより良い利用の仕方やルールについて考えました。

以上、いじめの早期発見・早期対応に向け、各課が児童生徒や家庭から相談を受ける体制を整え、学校や関係機関と情報共有しながら連携を図っています。また、先生方への研修を含め、子どものいじめ防止意識を高めるための啓発にも取り組んでいます。

また、資料1の3ページにも記載しておりますが、いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめ防止啓発事業は、事業内容の決定から入賞作品の選考など、委員の皆様のご協力があったからこそ実施できている啓発事業ですので改めてお礼申し上げます。

最後に、資料にはございませんが、このいじめ問題対策連絡協議会とは別に、教育委員会学校教育課が事務局を担う、いじめ問題対策審議会という有識者による会議を昨年度は2回実施しており、具体的な事例報告からいじめアンケートの結果分析と対応などについて協議を重ねています。長くなりましたが、内容1「いじめ防止対策の実施状況について」の報告は以上です。

(國友会長) ありがとうございます。先ほどの報告について、何かご質問やご不明点はございませんか。

【全員質問等なし】

<内容2> 本市におけるいじめの状況について（報告）

(國友会長) それでは次に、もう一つの報告事項である「本市におけるいじめの状況について」を、事務局より報告してください。

(事務局山本) 本市におけるいじめの状況とその対応についてご説明いたします。

最初に、芦屋市のいじめの件数やその詳細については、まだ、課内で公表の準備・調整中ですので、概ねの数値を報告させていただくことについて、ご理解をお願いします。

1の表は、児童生徒千人当たりのいじめの認知件数の多い都道府県と少ない都道府県をそれぞれ3府県、そして間に、兵庫県の認知件数を載せております。平成27年度は、最多の京都府と最小の佐賀県とでは、約30倍もの開きが生じ、平成28年度は、最多の京都府と最小の香川県とでは、約20倍の開きが生じていました。兵庫県も京都府に比べ少ない認知件数でした。1のグラフをご覧ください。平成27年度から平成28年度にかけて全国的に認知件数が上昇しています。いじめの認知件数は、都道府県

によって大きな差が出ています。芦屋市も認知件数は、平成27年度から平成28年度にかけて約9倍になり、上昇しております。

別紙資料「いじめの認知について」をご覧ください。このような、いじめの捉え方・基準のばらつきに対して、文部科学省が、平成28年3月18日付、「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」という通知の中で、全国の学校に周知されたものです。芦屋市もこのことを再確認し、いじめの積極的な認知に取り組んでいるところです。

2「いじめの定義」ですが、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度からこのとおり定義されております。裏面の中ほどをご覧ください。この定義を再確認した上で、「いじめの芽」や「いじめの兆候」も「いじめ」と認識したことや、直接「いじめ」という表現が用いられなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があることが認知件数増加の要因です。しかし、認知件数が多くなったことによって、重大事案が見えにくくなってきていることもあります。市内の学校には、いじめが解決しても、その後、3か月ほどは追跡して見守ることを伝えております。そのおかげもあり、再発している事案はありません。

この内容は、本市では、校長会で周知するとともに生徒指導担当者会において研修を実施しました。さらに、学期ごとにいじめアンケートを実施した結果、平成29年度の段階で、芦屋市の認知件数は、大幅な増加となっております。

内容で1番多いのが、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われた」です。2番目に多いのが、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれた」です。次が、「仲間はずれ、集団による無視」となっています。ただ、パソコンや携帯・スマホ等での誹謗・中傷として計上された件数がほとんど報告されませんでした。このことに関しては、このケースでの認知の難しさとともに、実態把握と未然防止への対策が必要だと考えております。

次に、資料2の3をご覧ください。「学校における対応」で、例年行っている対応となっております。

(1)～(3)は、いじめ防止対策推進法に基づいて、芦屋市全校で実施しています。(8)は、保護者向けに、いじめのサインが出ていないか見守ってもらう発見シートの活用を呼びかけ、早期発見に繋げようとしてきました。(9)に関しては、警察や携帯会社の方に来校いただき、児童生徒向けに「ネットトラブル」に関する研修を実施しています。

続いて、4は「昨年度の取組」についてです。

(1) 文部科学省通知「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」に基づき、校長会、生徒指導連絡協議会で、積極的ないじめ認知について確認、指導を実施しております。

(2) いじめアンケートを毎学期実施し、その都度、対象者に対する個別調査を実施して早期発見、早期解決に繋げております。

(3) ですが、先ほどのパソコンや携帯・スマホ等での誹謗・中傷の未然防止対策の一つとして、打出教育文化センターにおいて、スマホサミットをこれまでに5回開催しました。兵庫県立大学の竹内准教授にコーディネーターをお願いし、中学校の生徒会、小学校の児童会の代表が集まって、スマホやSNSの使用の問題を出しあい、自分たちでトラブルが起こらないルール作りなどを出し合いました。さらに、適切な使用を呼びかける啓発ビデオを中学校区ごとに作成しました。小中学校とも全校集会等で周知しております。

(4) スクールソーシャルワーカーを活用し、生徒指導連絡協議会、ケース会議、校内研究会等での研修を実施しました。

(5) につきましては、長期休業明けに特に重大事案が起りやすいことから、いじめにかかわらず、心配な生徒に対して始業式前に家庭訪問等によって個別指導を徹底しました。

最後に5のいじめ問題対策審議会の実施状況を報告いたします。学校教育課では、いじめ問題対策審議会を昨年度2回開催いたしました。大学教授、弁護士、医師など5人の有識者と事務局による会議です。

第1回では、1学期に各校で実施しました「いじめアンケート」の結果の報告と起きた事案への対応について協議しました。また、各地で休み明けに大きな事案が起きていますので、その対策として夏休み中に行うべき学校の対応を確認いたしました。

第2回は、各校のいじめアンケートの状況、実施の留意点の確認、さらに、芦屋市いじめ防止基本方針の改定を確認いたしました。以上です。

(國友会長) ありがとうございます。先ほどの報告について、何かご質問やご不明点はございませんか。

【全員質問等なし】

<内容3> いじめ防止啓発事業について（協議）

(國友会長) 次に、「いじめ防止啓発事業について」、事務局より説明してください。

(事務局高松) それでは資料3をご用意ください。

平成27年度と平成28年度は2か年連続で「親子で考えるいじめ防止の標語」を募集することで、小中学生及びその保護者を中心にいじめ防止啓発を行って参りました。昨年度は取組3年目ということで、標語の形式に捉われない「いじめをなくす魔法のことば」を募集した結果、小学生からの応募数が増加しましたが、全体の応募数としては平成28年度を大きく下回りました。取組後に公立の小中学校に実施したアンケート結果では、ほとんどの学校が取組に意義を感じると回答されている一方で、言葉の募集はマンネリ化しているという意見もいただきました。いじめ防止の啓発は、どのような形であれ継続して実施することが大切だと考えております。中には、思春期を迎える中学生の場合、親子で応募するというのは難しいというご意見もありましたが、この協議会主催で実施する取組は、「親子で一緒に取り組む」ということを大切にしたいと考えています。

事務局としてはこの啓発事業を、親子で言葉を交わし、話し合うきっかけづくりにして欲しいという思いがありますので、「親子」あるいは祖父母や叔父、叔母などを含む「保護者」と一緒に応募いただくということを前提にしたいと考えております。さらに、例年どおり、作品の中から優秀作品を決定し、表彰式を執り行う予定をしております。

また、実施時期については、小中学校から代表で出席いただいております根来委員と、本日ご欠席の花尾委員へ事前にご意見を伺い、前回同様、夏休み前から明けまでの期間が適当ではないかというご提案を頂戴しております。昨年度も、夏休み前の配布書類には保護者が必ず目を通すため、夏休み前に応募用紙を配布することとし、7月21日から9月22日まで募集期間を設けました。結果的に応募数は減少しましたが、公立の小中学校に実施したアンケートでは、ほぼすべての学校から時期の見直しは必要ないというご意見をいただいております。

(國友会長) 事務局から説明がありましたように、募集時期は前回同様、夏休み前から明けまでとする案について、ご意見はありますか。だいたい7月頃の実施ということでよろしいでしょうか。

【全員同意】

(國友会長) それでは、7月頃に実施するという事で決定したいと思います。一旦、事務局へお返しします。

(事務局高松) 改めて資料3をご覧ください。今年度の啓発事業実施内容について事務局案として4つ提案させていただきます。

上から順に説明します。

1. ロゴマークをデザインする（円の中に描く）。こちらは“絵”をテーマにした案です。ロゴマークについては、毎年11月にいじめ防止の街頭キャンペーンを実施しますので、その場で配布するリーフレットや啓発グッズ等に使用できます。メリットは、啓発リーフレット等に使用されるため、応募の意欲が湧くことや、ポスターほどは作成が手間ではない点に加え、年齢を問わず取り組みやすいという点です。デメリットとしては、いじめ防止のイラストが連想しにくく応募数が少なくなる可能性があります。また、デザインによってはグッズに用いるのが難しいことや、言葉や文章の作品は、親が考えるなど一緒に取り組みますが、イラストでは困難ではないかと思われれます。

2. 「い・じ・め」のそれぞれに続く文を考える。こちらは“ことば”をテーマにした案です。作品を考える際に、「いじめ」に関する親子の会話が期待でき、標語よりも取り組みやすく、作成自体が容易で応募しやすい等のメリットがあります。デメリットは、頭文字が決まっているため、同じような表現や言葉が多くなる可能性があることや、字数の制限を設けないとすると、文字数が多い場合、啓発グッズ等に使用するのが困難になる可能性があります。

3. 昨年度の受賞作品をもとにイラストを作成。こちらは1つ目のロゴマークと同様に、毎年11月に実施する街頭キャンペーンで配布するリーフレットや啓発グッズ等に使用できます。メリットは、ある程度テーマが絞られているため考えやすいという点と、昨年度の受賞作品が使用されるので、受賞者が継続的に意欲を持って、啓発事業に関わることができるという点です。デメリットとして、作成に時間を要すること、受賞作品によってはイラストを連想するのが難しいということ、また、絵が苦手な人にとっては取り組みにくいということがあります。

4. 標語でいじめ防止を表現。標語は、平成27、28年度と2年連続で実施したテーマです。メリットとして、過去2回実施していますので、定着化が期待できます。また、短い文章のため、作成が容易で取り組みやすく、親子で会話しながら取り組むことができます。デメリットとしては、似通った作品の応募や受賞作品と類似の作品が応募される可能性があるという課題があることと、取組自体に飽きてしまい、応募数が少なくなることが考えられます。

提案は以上4つです。補足としまして、芦屋市のいじめ防止基本方針そのものは対象が公立の小中学生となっておりますが、啓発につきましては、公立、私立に関らず、すべて大切な芦屋の子どもという括りで捉え、昨年度同様、市内在住・在学の小中学生にご参加いただきたいと考えておりま

す。長くなりましたが、事務局からの資料の説明は以上です。

(國友会長) ご説明、ありがとうございます。事務局から提案が4案出ておりますが、新たな提案などはございませんか。先ほどの説明の質問や意見でも結構です。いかがでしょうか。

(藤井委員) 前年度も様々な意見が出ましたが、中学生と小学校高学年、低学年では、作品の出来栄えが違いますので、その辺りの線引きはどうされるのでしょうか。また、この啓発事業がどこまで子どもたちの中で浸透しているのか、検証は行われているのでしょうか。

(事務局廣瀬) 以前は標語の応募を2年連続行いましたが、委員の皆様から意見をいただく中で、昨年度はもう少し小さい子どもにも分かりやすいように、魔法のことばという形で、作品を考えた背景も含めて募集をしました。背景も含めて選考するということが、なかなか難しい部分もあり、また、藤井委員がおっしゃったように、小学校1年生と中学校3年生とでは考え方が違ってくるといことも実際あります。その中で、選ぶポイントとして小学校低学年の部、高学年の部、中学生の部と分けて点数を付けていただくというように、年齢によって区分を分けて選ぶなど検討しておりました。

学校の中での浸透がどこまでできているかということですが、学校を通じて啓発事業についてのご案内をしていただいております。さらに校長会でも直接ご依頼をしております。また、私立の学校にはこちらから出向き、先生にこの事業の趣旨をご説明し、配布していただいております。調査を行っているわけではありませんが、事業の終了後に各学校に実施しているアンケートでは、こういう事業は目に見て表れなくても必要ではないかというご意見が多くありますので、継続して実施していきたいと思っております。啓発グッズを配ったり、表彰したりすると子どもたちも励みになりますので、積み重ねてやっていけたらと考えております。

(根来委員) 学校によって違いますが、全校朝会で表彰したり、子どもたちに、自分たちの標語がこんな風に使われていると紹介したり、学校便りで子どもたちや保護者の方に伝えていきます。必ずこうしようという約束事はないのですが、そのように活用しております。

(事務局廣瀬) 表彰された方は、各学校の朝会で表彰状を渡していただいておりますので、皆様の心の中には残るのではないかと思います。

事務局からの提案がないと、なかなか新しいものを考えるのが難しいということで、今年も4つの案を事務局案として提案させていただきましたが、もし他にご意見等がなければ、事務局案の中でご意見をいただければと思っております。

(國友会長) それでは鈴木委員からお願いします。

- (鈴木委員) ロゴマークやイラストは今までになかったのですが、それだけにすると絵が得意でないと難しいので、例えば、標語とロゴマークなど2つ募集するというのはいかがでしょうか。
- (山中委員) 正直、標語だと言葉が限られてきまして、他でも似たような言葉を使った標語に出会うこともあります。今回は変えてみてもいいと思います。ロゴマークも連想しにくいという問題はありますが、パッと見て、見たことがある、というように皆様に浸透させていくというのも一つかと思えますし、今までの受賞作品を元にイラストを描くという、視覚で皆様に呼びかけるというのも一つだと思えます。
- (根来委員) 同じものはマンネリ化しているので、違うものが良いと思います。親子で一緒に考えられる取組みやすさと、出来上がった作品が人に訴えかけられるという点からすると、2番の「い・じ・めに続く文を考える」というのが良いのかなと思います。ただご意見を伺っていると、ロゴマークのインパクトも、訴えかけるもの、浸透できるものであれば良いと思いました。
- (藤井委員) 昨年も思いましたが、4番のデメリットにも書いてあるように標語にしるポスターにしる、飽きがきており、似通った作品が多くなると、子どもたちの独創性を発揮することができないのではないかと思います。子どもたちが取り組みやすくなると限定されてきますが、新たな発想の転換をすることで、子どもたちにヒントを与えてあげられるのではないのでしょうか。マンネリ化と飽きで、本当に真剣に取り組んでいるのかどうか疑問に思います。
- (大久保委員) 標語は全国的に行われているので、そこから受賞作を外してとなると非常に難しいものがあります。写真も良いと思いましたが、どこかから流用してきてもいけませんし、全写真を検索するのも難しいです。2番の「い・じ・めに続く文を考える」というのもおもしろそうですが、似通った作品になると思います。3番のイラストですが、2年に亘って、1年目の受賞者の標語を使って次の年にイラストを募集するというのも良いと思います。今年の場合は、昨年度の方に了解を得ないといけないなど、それはそれで難しいかもしれません。昔、中学校にいた頃に、学校が騒がしくなった時期があり、子どもたちに今何をしたらいいか聞いて、自分たちで「廊下を走らない」や「授業中に私語をしない」というポスターを作りました。自分たちで作った以上、守らないといけないということで、教室や廊下に貼りました。中学生なら、いじめについてのポスターを描けると思います。四つ切ではなく、八つ切やA4サイズぐらいの画用紙を配ったら、良いものを描けるのではないかと思います。ただ、中学生も忙しく、夏休みには、環境や人権など色々な宿題があり、負担もあります。小学生はこれ、中学

生はこれという風に決めるか、あるいは範囲を広げて標語でもポスターでも良いという風にするか、選択肢を広げてもいいのではないかと思います。

(近田委員) 低学年は「い・じ・めに続く文を考える」というのが良いと思います。上の学年は標語にして、平成31年度はその標語を使ってポスターを募集したいということを、前もって募集に載せておくのが良いのではないかと思います。

(濱田委員) 標語は2年やっていて難しいということであれば、2番の案があいうえお作文のような感じで、低学年の子どもも含めて親子で考えるという部分で良いと思います。皆様のお話を聞くと、2年計画でイラストと合わせるというのもおもしろいと思いました。昨年の魔法のこぼれを、どうやって浸透させたらいいかというところでは、学校朝会や学校便りもありますが、ポスターやイラストを掲示すると意識としては高くなるというイメージがあります。昨年の作品をイラストにするか、新たに言葉の作品を考えて、来年ポスターを募集するのも良いと思います。

(小川委員) 標語が続いて飽きが来ているとは思いますが。親子で考えるとなると、2番ですが、視覚的に訴えるようなものもやってみたらいいと思います。啓発グッズや、身近に見えるような形で作品があると、子どもたちも頑張ろうと思えるのではないのでしょうか。一方で、イラストは得意、不得意があるので、部門を分けて、言葉と絵と得意な方で応募できるようなやり方もアイデアとしては良いと思います。

(田中副会長) 中学生は親の立場からすると、すごく宿題が多くて大変という思いがあります。中学校の夏休みの作品展を何度も見に行きましたが、実際に八つ切位の小さな画用紙に描いているもので、素晴らしい作品が沢山ありました。絵を描くのが好きな子どもは、描くと思います。苦手な子どもであれば、2番の「い・じ・め」と頭が決まっているものが、親子でも考えやすいと思います。

これは質問ですが、1年目に言葉を作り、それを元に次の年にイラストやロゴマークをデザインしていくということでしょうか。そうすると、二つ組み合わせて次に繋げていく形が良いのか、それとも交互にしていく方が良いのでしょうか。

(事務局廣瀬) 事務局で考えていますのは、昨年の入賞作品を元に、イラストを描いていただくという案です。ただ、昨年の時点では、応募される皆様に来年絵になるということは申し上げていないので、事前に連絡を取って許可を得るというのも一つの方法ですが、今回はもう1度標語や、2番の言葉にして、来年はこれを元にイラストを募集する企画をしていますということをつけ加えて募集して、来年、イラストを募集するという方法を考えておりま

す。その次の年は、また標語や言葉の募集というように交互にやっていきたいと考えています。

(田中副会長) 数年そのやり方でいくとなると、両方選択肢がある方が良いのではないですか。

(事務局廣瀬) 絵の部門と言葉の部門と分けて募集するということでしょうか。絵は自由に描いていただくのでしょうか。

(田中副会長) 今年は、今言われたように、昨年の受賞作品を使っていたかどうかということです。

(事務局廣瀬) 昨年の作品を元に絵を描くか、もしくは新しい言葉を書くかということですね。

(田中副会長) はい。また、今年受賞した言葉を、来年のイラストに使うことができます。

(藤井委員) 子どもや保護者をはじめ市民全体にいじめをなくそうとする意識を定着させる、というのがこのいじめ防止啓発事業の趣旨ですので、発想の転換をして、いじめを受けた実体験を聞いて、市民全体に実際だめなんだという意識を持っていただくことで、いじめ防止に繋がっていくのではないかと思います。

(事務局廣瀬) 昨年の魔法のことばを募集するにあたって、実体験として、自分がしんどい時に友達から言われた一言がすごく嬉しかった、一緒に学校に行こうとか、休み時間に遊ぼうという言葉だけでも嬉しかったというのがありましたので、そのような作品が生まれた背景も含めながら選考しました。藤井委員がおっしゃった実体験というのが、皆様どこまで書けるのかというところがありますので、いじめについてどう考えますかというように色々な方向から意見が出せるようにしないといけないと思います。学校で道徳の時間等に取り組んでいただけると応募数が増えるのですが、応募数が少ない学校もあります。先ほどのご意見の中に、絵の部門と言葉の部門とありましたが、選べて応募しやすいと思う一方、応募がすごく少なかったらどうしようかとも思います。

(事務局高松) 低学年、高学年で言葉とイラストの部門を設けてというお話もありましたが、学校側のご協力もあってこそですので、一部はイラストで、一部は言葉でとなると用紙も違い、学校側のご負担も踏まえつつ検討が必要だと思います。

本日ご欠席の花尾委員より、事前にご意見をいただいております。学校側からすると、イラストよりも言葉の方がより実施しやすいので、2番の「い・じ・めに続く文を考える」というのが良いのではないかとのことでした。

- (田中副会長) 現場の先生が取り組みやすいとおっしゃっているなら、考慮に入れていい意見だと思います。親子で取り組めるというご意見もありました。昨年度までと同じように言葉で考えるということですが、今年は「い・じ・め」を頭文字にしてという部分で少し違うので、これで実施してみてもいいのではないのでしょうか。
- (事務局廣瀬) 今年は、2番の「い・じ・めに続く文を考える」にさせていただいて、応募の状況も見た中で、来年に向けてイラストにするかどうか、事務局で検討させていただけたらと思います。皆様よろしいでしょうか。
- (大久保委員) 皆様、一度考えてみてください。「い・じ・め」で始まる文章ができますか。非常に文章が長くなりそうな気がします。本当にできるのか、ある程度こちらで例題を考えておかないと、短くて内容を捉えているようなものでなければ、先頭を「い・じ・め」にする意味がないと思います。
- (事務局廣瀬) 学校に依頼をする時に、昨年も例示を付けています。できるだけ分かりやすく例示を付けてご案内したいと考えています。
- (大久保委員) 「い」と「じ」と「め」で始まる言葉で、有効的な文字になっていなければ意味がないです。
- (事務局廣瀬) 2つほど例を入れたいと思います。
- (田中副会長) 「いじめ」だけではなく、例えば「なかよし」など、皆が仲良くすることを連想させるような頭文字も入れて、どれを選んでもいいようにすれば、選択肢が広がるのではないのでしょうか。少しテーマから外れてしまうかもしれませんが、「いじめ」だけでは難しいです。
- (大久保委員) 皆様、「い・じ・め」で始まる文章を作ることができますか。
- (濱田委員) 「め」から始まる文字が難しいですね。
- (大久保委員) 「め」から始まる文字が、いじめとは関係ないものになってしまうなら、何のために作るのか分からなくなってしまいます。
- (小川委員) 例を出すと、そのまま書いてしまう子どももいると思います。
- (大久保委員) 「め」から始まるのは、「メッセージ」や「目指しましょう」もありますね。
- (田中副会長) いじめをなくすような言葉、例えば「なかよし」や「ともだち」といった言葉で始めるのも良いと思います。
- (事務局廣瀬) 他の言葉で始めると、いじめ防止の趣旨になるのか分かりにくい部分もありますが、細かく指定してしまうと考えにくいと思いますので、事務局としては、「いじめ」を含め「なかよし」など、いくつか提案をさせていただくか、頭の文字を何文字かに決めて、そこに続けて書いてもらうか、事務局と会長、副会長で調整し、後日皆様にご案内するという形でよろしいでしょうか。

【全員同意】

(事務局高松) それでは、今年度は実施案2番の、頭文字を決めて、それに続く文章を考えていただくということで決定いたします。

本日は様々なご意見をいただき、どうもありがとうございました。なお、募集方法等の詳細につきましては、会長、副会長と事務局にご一任いただき、募集について詳細が決定しましたら、委員の皆様にご報告させていただきます。

今後のスケジュールですが、募集後の優秀作品の選考は、次回のいじめ問題対策連絡協議会で決定いただきます。選考に係る案内は追って通知いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次にお知らせが1点ございます。昨年度に続き、いじめ防止に関連する講演会を実施できればと考えております。子どもに対するいじめ防止対策は各学校で取り組んでおりますので、内容としては子ども対象ではなく、保護者向けの講演会を予定しております。

【事務局より事務連絡】

(國友会長) それでは、これをもちまして平成30年度第1回いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

<閉会>